



佐賀県公報

平成20年
6月20日
(金曜日)
第13060号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

○青少年に有害な図書等の指定 (二七七・子ども課) 一

○道路の区域の変更 (二七八・道路課) 二

○道路の供用開始 (二七九・〃) 二

○道路の区域の変更 (二八〇・〃) 二

公告

○土地改良区の定款変更認可 (農地整備課) 二

教育委員会事項

◎佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則 (規則・一一二) 三

の一部を改正する規則

人事委員会事項

◎期末手当及び勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (規則・一四) 六

正誤

◎平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外中訂正 (障害福祉課) 六

◎平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外中訂正 (総務法制課) 六

◎平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外第一〇号中訂正 (〃) 六

◎平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外第一二号中訂正 (〃) 六

○ 告示

◎佐賀県告示第二百七十七号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成二十年六月二十日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	20-52	別冊本当にあったHな話 7月1日号増刊 人妻 本当にあったHな話 Vol.36	(株)ぶんか社	18136-7 L-7/29	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	20-53	DVDポンチ DVDドカン7月号増刊	曙出版(株)	06482-07 L-2008/7/28	
"	20-54	Madonna HOUSE No.252 マドンナハウス 7月号	若生出版(株)	08357-07	
"	20-55	KISSUI「キッスイ」Vol.056 7月号	(株)ジーオーティー	12955-07	
"	20-56	特撰三十路妻7月号増刊 DVD MAXおかわりっ! Pure! VOL.2	(株)笠倉出版社	16782-07 L-7/26	
"	20-57	ナマイキッ! 7月号	(株)竹書房	06909-7	
"	20-58	COMIC ペンギンクラブ VOL.263 7月号	辰巳出版(株)	17999-7	
"	20-59	COMIC 快樂天 7月号	(株)ワニマガジン社	13877-7	
"	20-60	漫画ローレンス 姦梅 7月号	(株)綜合図書	18387-7	
"	20-61	パシャ! NO.31 7月号	若生出版(株)	17471-07	

●佐賀県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年六月二十日から平成二十年七月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前の幅員メートル	延長メートル
	区	間		
相知山内線 県道	伊万里市大川町大川野字八ツ江	一八五七番地先から	四三・〇	九六八・五
	伊万里市大川町川原字井手ノ原	五九〇七番四地先まで		
相知山内線	伊万里市大川町大川野字八ツ江	一八五七番地先から	二五・〇	一、〇〇一・一
	伊万里市大川町川原字井手ノ原	五九〇七番四地先まで		

●佐賀県告示第二百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年六月二十日から平成二十年七月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
相知山内線 県道	伊万里市大川町大川野字八ツ江一八五七番地先から 伊万里市大川町川原字井手ノ原五九〇七番四地先まで	平成二〇・六・二〇

●佐賀県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年六月二十日から平成二十年七月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前の幅員メートル	延長メートル
	区	間		
一般国道 二〇七号	藤津郡太良町大字伊福字箱崎甲	三三三二番一地内	一一〇・九	二四・三
	藤津郡太良町大字伊福字箱崎甲	三三三二番一地内		
一般国道 二〇七号	藤津郡太良町大字伊福字箱崎甲	三三三二番一地内	九〇・一	二四・三
	藤津郡太良町大字伊福字箱崎甲	三三三二番一地内		

○ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年6月13日北多良土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年6月20日

佐賀県知事 古 川 康

○ 教育委員会事項

佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月二十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則第十二号

佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和三十三年佐賀県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第六表」を「第八表」に改める。

第七表を第八表とし、第三表から第六表までを一表ずつ繰り下げ、第一表の次に次の一表を加える。

第三表(第6条関係)

勤務評定書(定期・条件・臨時)

【主幹教諭用】

評定日 平成 年 月 日
 評定期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

整理番号	所属	氏名	性別	年齢	歳
------	----	----	----	----	---

【要素別評定】

評定要素	意欲・行動特性			能力			実績		
	意欲・積極性	責任感	リーダーシップ	職務遂行能力、知識・技能、判断力、理解力、表現力及び企画・立案力			目標の達成度		
				学校運営の企画・調整	児童生徒の教育指導	教職員の指導・育成	学校運営の企画・調整	児童生徒の教育指導	教職員の指導・育成
補助評定									
評定									

注 補助評定は、評定を補助するものとして、教頭が記載する。

【総合評定】

評定要素	要素別評定点	評定平均点	総合点	総合評定
意欲・行動特性		$(\quad + \quad + \quad) \div 3$	評定平均点 × 20	(総合点) (総合評定) 95点～100点 : S 75点～94点 : A 55点～74点 : B 35点～54点 : C 0点～34点 : D
能力				
実績				

【所見・特記事項】

補助評定者	
評定者	

補助評定者 職・氏名	印	評定者 職・氏名	印
---------------	---	-------------	---

【調整】

調整の内容	調整後の総合点	調整後の総合評定

調整者 職・氏名	印
-------------	---

評 定 要 素

【主幹教諭用】

評 定 要 素		着 眼 点	
意欲・行動特性	意欲・積極性	<ul style="list-style-type: none"> 学校の教育目標の実現に向け、自己の役割や職責を自覚し、自らの責任において目標を達成するよう努めているか。 職務を円滑に進めるため、見通しを持って計画的に進めるよう努めているか。 指示を待つことなく自律的・主体的に職務に取り組んでいるか。 指導力の向上や指導方法の改善を図るため、自ら研修に努め、実践に生かそうとしているか。 	
	責任感	<ul style="list-style-type: none"> 教職員としての職責や義務を自覚して職務に取り組み、信頼を得るよう努めているか。 職務に対する自覚と誇りを持ち、困難な課題に対しても安易に回避することなく、最後まで責任を持ってやり遂げようとしているか。 職務上の課題を自ら解決するため、研修に努め、実践に生かそうとしているか。 児童生徒一人一人の個性や能力の伸長を図るため、計画・実践・評価に則して指導しているか。 	
	リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> 学校の教育目標について、職員への理解を図るとともに、教育課題の解決に向けた確かな指導・助言ができていくか。 学校の教育目標の達成に向けて、職場の志気を高め、職員個々の能力を十分発揮させるよう、指導・助言ができていくか。 組織の一員としての自覚を持ち、職務の円滑な遂行のため、他の教職員や管理職員との意思疎通を図り、連携・協力しているか。 	
能力	職務遂行能力、知識・技能、判断力、理解力、表現力及び企画・立案力	学校運営の企画・調整	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育目標の達成に向けた適切な企画・立案・調整の能力を発揮することができるか。 分掌した校務について、指導力を発揮して、課題解決のための方策・手段を工夫し、幅広い視点からの取組ができるか。 分掌した校務について、進行状況を的確に把握・整理し、組織を機能させることができるか。 教育活動の実施状況について適切な判断を行うことができるか。 課題意識を持つて管理職を補佐し、円滑な校務運営に寄与することができるか。
		児童生徒の教育指導	<ul style="list-style-type: none"> 学校の教育目標や児童生徒の実態を踏まえた計画に基づき、適切な指導を行うことができるか。 指導力の向上や指導方法の工夫改善を図るため、教材研究を行うなど研修に努め、実践に生かすことができるか。 教科・科目等に関する専門的知識・技能を有しているか。 生徒指導及び進路指導に関する専門的知識・技能を有しているか。 児童生徒との対話、保護者や関係者等との連携等を通じて、児童生徒の理解及び状況把握を的確に行うことができるか。
		教職員の指導・育成	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育目標や教育計画について、職員への共通理解を図り、課題解決に向けた指導助言ができるか。 学校教育目標の達成に向け、職員の士気を高め、個々の能力を発揮させるような指導助言ができるか。 教職員の能力や特性を把握し、的確な指導育成を図ることができるか。
実績	目標の達成度	学校運営の企画・調整	<ul style="list-style-type: none"> 全校的視野に立ち、分掌した校務について効果を上げるために、指導力を発揮して工夫した取組ができたか。 分掌した校務について、その状況を把握し、とりまとめ、整理し、適切に指示・指導助言を行うことができたか。 教育活動の実施状況の把握に努め、実態に応じた工夫改善、指導助言を行うことができたか。 管理職との連携を密にし、適切な報告・連絡・相談を行うことができたか。
		児童生徒の教育指導	<ul style="list-style-type: none"> 学校の教育目標に則して、それぞれの指導目標の達成に向け、指導の改善を図りつつ適切な取組ができたか。 教科・科目等の指導目標の実現に向け、指導方法の工夫改善に取り組むとともに、児童生徒の学習状況を適切に評価することができたか。 児童生徒の健康・安全に対する意識を向上させ、基本的な生活習慣の確立や問題行動への対応を適切に行うことができたか。 家庭・地域・関係機関等と連携した生徒指導や教育相談活動の充実に努めることができたか。
		教職員の指導・育成	<ul style="list-style-type: none"> 教職員と積極的なコミュニケーションをとり、職務に対する意欲の向上を図ることができたか。 教職員の資質向上を図るため、自ら積極的に研修に取り組み、実践に生かすことができたか。 自ら範を示し、職員の教育に対する献身的態度や熱意等を培うことができたか。

附則
この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

○ 人事委員会事項

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年六月二十日

佐賀県人事委員会
委員長 馬場 昌平

○佐賀県人事委員会規則第十四号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の研究職給料表医療職給料表(一)医療職給料表(二)医療職給料表(三)の項中「係長級の職にある職員」の下に「(人事委員会が別に定める職員を除く。)」を加える。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

○ 正 誤

平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外中訂正

頁	箇所	誤	正
14	上から五行目	咄咄雑記録咄咄	咄咄雑記録咄咄

平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外中訂正

頁	箇所	誤	正
7	下段 右から六行目	指定障害者福祉サービス	指定障害福祉サービス
	下段 右から八行目	に入所	に入園

平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外第一〇号中訂正

頁	箇所	誤	正
6	上段 左から一〇行目	主幹教諭	、主幹教諭
7	上段 左から五行目	職員	職員及び

平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外第二二号

頁	箇所	誤	正
38	上段 右から六行目	様式第九十五号	様式第九十四号

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年六月二十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社